

平成 26 年 5 月 12 日
久 留 米 市 長

消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成 26 年 4 月 1 日に消費税率が 8%へ引き上げられました。

消費税（地方消費税を含む。）は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税ですが、中小企業・小規模事業者を中心に消費税の価格への転嫁について懸念が示されています。

このため、平成 25 年 10 月 1 日から「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（消費税転嫁対策特別措置法）」が施行され、下記の消費税の転嫁拒否等の行為が禁止されていますので、消費税の適正な転嫁をお願いします。

なお、詳細については、契約課ホームページ（お知らせ）に掲載するリーフレットをご覧ください。

記

◆法律により禁止される行為

1、 消費税の転嫁拒否等の行為

- (1) 減額
- (2) 買ったたき
- (3) 商品購入、役務利用、利益提供の要請
- (4) 本体価格での交渉の拒否
- (5) 報復行為

2、 消費税の転嫁を阻害する表示

- (1) 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
- (2) 取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの
- (3) 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって上記（2）に掲げる表示に準ずるもの

◆相談窓口について

1、 消費税価格転嫁等総合相談センター

政府共通の相談窓口として、事業者・消費者の方々からの幅広いご相談に対応します。

電話（専用ダイヤル）：0570-200-123

2、 建設業者に係る消費税転嫁対策情報受付窓口

建設業者、浄化槽工事業者、解体工事業者が転嫁拒否等の行為を行っている場合

(1) 福岡県知事許可業者の場合

福岡県建築都市部建築指導課建設業係（電話：092-643-3719）

(2) 大臣許可業者の場合

建設業法令遵守推進本部「駆け込みホットライン（電話：0570-018-240）」